

## 「福島県県民健康管理調査事業」委託契約書

委託事業の名称 「福島県県民健康管理調査事業」委託  
委託料の額 金 3,719,955,700円  
(うち消費税及び地方消費税 177,140,748円)  
委託期間 着手 平成23年 7月11日  
履行期限 平成24年 3月31日

上記の委託事業について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「公立大学法人福島県立医科大学」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

### (委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別記「福島県県民健康管理調査事業委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託料(以下「委託料」という。)をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託事業(以下「事業」という。)を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

### (契約の保証)

第2条 乙が、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条第1項第1号の規定により納付を免除する。

### (権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

### (主任担当者)

第4条 甲及び乙は、事業の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を、それぞれ1名あらかじめ定め、書面をもって相手方に通知する。また、主任担当者の変更があった場合には、直ちに相手方に対して通知するものとする。

2 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合は、原則としてこの主任担当者を通じて行うものとする。

### (事業実施状況の報告等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して事業実施状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(事業内容の変更等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、事業の内容を変更し、又は事業を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 事業の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引き渡し)

第8条 乙は、事業を完了したときは、遅滞なく当該事業の報告書を添えて、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、提出された報告書について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、報告書について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めるときは、乙に対しその額の返還を命ずるものとする。

4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部（又は全部）を概算払することができる。

5 乙は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を甲に提出するものとする。

6 乙は、前項の規定により概算払を受けたときは、事業完了後遅滞なく委託概算払精算書に事業に係る収入・支出の内訳を明らかにした収支報告書を添えて甲に提出するものとする。

7 甲は、前項の概算払精算書に基づき、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

8 乙は、第4項の規定により支払いを受けた委託料の額が、前項の確定額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 履行期限までに事業を完了しないとき、又は事業を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 第3条の規定に違反したとき。

三 前2号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対して委託料の額の10分の1に相当する金額を損害賠償金として請求することができる。

(財産の帰属)

第11条 乙の事業の実施に伴って取得した備品等(以下「財産」という。)の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をしたときをもって乙に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

第12条 乙は、事業の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

2 事業の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、事業の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第 5 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

三 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同法第 66 条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

四 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

五 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第 14 条 乙は、事業上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第 15 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（関係書類の整備及び検体の保存）

第 16 条 乙は、事業に係る書類及び帳簿を備え付け、少なくとも今後事業が終了するまで保存しなければならない。

2 乙は、事業に係る血液・尿等の検体について保存する場合は、少なくとも今後事業が終了するまで保存しなければならない。

（補則）

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

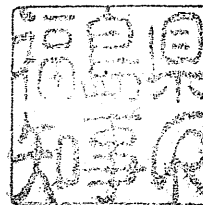
（紛争の解決方法）

第 18 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

平成23年 7月11日

甲 住所 福島県福島市杉妻町2番16号  
氏名 福島県  
福島県知事 佐藤 雄平



乙 住所 福島県福島市光が丘1番地  
氏名 公立大学法人福島県立医科大学  
理事長 菊地 臣



別記

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手法により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関(福島県)を、「乙」は受託者(公立大学法人福島県立医科大学)を指す。

## 「福島県県民健康管理調査事業」委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が公立大学法人福島県立医科大学（以下「乙」という。）に委託する、「福島県県民健康管理調査事業」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 委託事業の目的

- ・ 原発事故に係る県民の不安を解消するため、被ばく線量を推計、提示し（基本調査）、不要な不安を払拭する。
- ・ 基本調査及び詳細調査の結果を踏まえ、数十年単位の長期的な健康管理を実施することで、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくこととし、県民の安全・安心を確保する。

#### (2) 委託事業の内容

##### ①基本調査

##### ア 対象者—全県民（約 202 万人）

（平成 23 年 3 月 11 日時点での県内居住者（県外避難者を含む））

##### イ 方法—自記式質問票（問診票）形式

ウ 記入内容—氏名・住所等の基本情報、3 月 11 日以降の行動記録、自家栽培の作物や自家飼育の原乳及び飲料水の摂取状況ほか。

##### エ 実施時期—平成 23 年 8 月（先行調査の状況により実施）

##### オ 問診票回収の方法—問診票配布時に返信用封筒を同封

カ 調査結果（被ばく線量）の対象者への提示—各個人宛報告（先行調査の状況により詳細検討）

##### キ 想定される業務

- ・ 基本調査対象者名簿の作成
- ・ 調査票（問診票）の印刷、送付及び回収
- ・ 調査票（問診票）の記入の仕方等の問い合わせ対応
- ・ 回収した調査票（問診票）の回答データの入力
- ・ 独立行政法人放射線医学総合研究所（線量評価システム）とのデータやり取りによる被ばく線量の推計、評価
- ・ 調査結果（被ばく線量評価結果）の作成、各個人への送付
- ・ 回収した調査票（問診票）や調査結果（被ばく線量評価結果）の保管

##### ※先行調査

基本調査を先行的に実施し、調査上の課題を明らかにし、その解決を図った上で全県的な基本調査を実施するために行う。

ア 対象者—対象地域に居住または居住していた住民



- イ 対象地域—川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村
- ウ 調査内容—基本調査に同じ
- エ 調査時期—平成23年6月末
- オ 問診票回収の方法—問診票配布時に返信用封筒を同封
- カ 調査結果（被ばく線量）の対象者への提示—各個人宛報告
- キ 想定される業務—基本調査に同じ

(注)「県民健康管理調査事業」委託前に調査開始するが、基本調査に積算等は含まれており、委託開始前に行う先行調査に係る各種調査も「県民健康管理調査事業」委託により行われるものとみなす。

## ②詳細調査

- ア 対象者—避難区域等の住民／基本調査の結果必要と認められる者（約20万人を想定）
- イ 方法—健診方式（調査会場または医療機関等で実施／委託契約書に定めるところにより再委託は可）
- ウ 内容—質問紙調査（問診／生活習慣、こころの健康度 等）  
身体計測、血液検査、尿検査（血液・尿の一部は保存）
- エ 実施時期—未定（平成23年10月頃を想定）
- オ 調査結果の対象者への提示—各個人宛報告
- カ 想定される業務
  - ・ 詳細調査対象者名簿の作成
  - ・ 調査票（問診票）の印刷、送付及び回収
  - ・ 調査票（問診票）の記入の仕方等の問い合わせ対応
  - ・ 回収した調査票（問診票）の回答データの入力
  - ・ 健診実施機関（想定—財団法人福島県保健衛生協会、県（各市郡）医師会、医療機関等）との再委託契約、連絡調整、健診結果やり取り、再委託料支払い等
  - ・ 健診結果のデータ入力
  - ・ 調査結果の作成及び保管、各個人への送付
  - ・ 生体試料（血液・尿等）の（冷凍）保管

## ③調査結果等のデータベース構築

- ア 基本調査（先行調査含む）及び詳細調査の結果については、データベース化を図り、今後数十年間にわたって長期的に管理できるようにすること。
  - イ 次年度以降も「福島県県民健康管理調査事業」は継続し、今後更なる調査等も想定される。
- 以上ア、イを考慮し、膨大なデータに対して、長期的に対応できる体制を整えておくこと。

#### ④関係機関等との調整

想定される下記関係機関等との調整を進める。

- ・内閣府、厚生労働省、文部科学省等の国関係機関
- ・独立行政法人放射線医学総合研究所、財団法人放射線影響研究所、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学等の先進研究機関
- ・住民が多数避難していると想定される近県等の他都道府県
- ・医師会等を通じた協力医療機関（説明会・研修会の開催）

#### ⑤広報関係の活用

特に基本調査（先行調査）について、全県民に対するさまざまな広報により広く周知がされる必要があり、「調査の実施が分からなかった」「問診票の書き方が分からなかった」ということが極力ないよう、各種媒体を活用した戦略的な広報に努めること。

### 3 事業実施体制

本事業において想定される乙の人員体制については、下記のとおりとする。

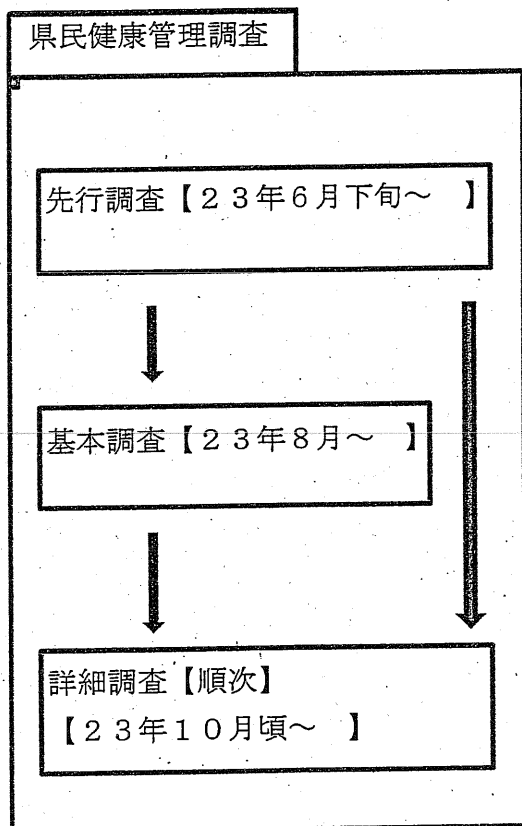
本事業において積算に含めるのは、乙の医師（教員）及び医療技師等のみとし、乙の保健師・看護師等及び事務職については、別途緊急雇用創出基金事業で対応するものとする。

業務内容	医師（教員）	保健師・看護師等	医療技師等	事務職員
疫学部門長	1			
疫学部門：モニタリング担当	2			4
疫学部門：データ管理担当	2			8
疫学部門：統計分析担当	2			8
臨床部門長	1			
臨床部門：地域がん登録担当	2	1		2
臨床部門：甲状腺担当	2	1		2
臨床部門：メンタル担当	4	5		10
臨床部門：生体試料担当	4	1		2
調査部門長	1			
調査部門：関係省庁担当	1		1	1
調査部門：福島県担当	1		1	1
調査部門：県内自治体担当	2	1	1	2
調査部門：県内医療機関・県立医科大学担当	4		1	4
調査部門：他都道府県担当	2	1	1	2
事務局長				1
事務局：庶務担当				4

事務局：会計担当				6
事務局：広報・渉外担当				3
計	31	10	5	60

#### 4 事業のスケジュール

今後の「福島県県民健康管理調査」検討委員会での検討にもよるが、おおむね下記のようなスケジュールでもって事業を実施する。



#### 5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 着手届（別記第1号様式）

(2) 完了届（別記第2号様式）

委託契約書第8条第1項に定める委託事業完了の際の通知。

(3) 事業実績報告書（別記第3号様式）

委託契約書第8条第1項に定める委託事業完了の際の報告書

(4) 事業収支報告書（別記第4号様式）

委託契約書第9条第6項に定める委託事業完了後提出する収支報告書

#### 6 委託料の概算払

委託契約書第9条第5項に定める委託料概算払請求書については、別記第5号様式のとおりとし、同条第6項に定める委託料概算払精算書については、別記第6号様式

のとおりとする。

7 委託事業により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

8 仕様変更

(1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。

別記第1号様式

# 着 手 届

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
法人名  
代表者名

印

平成 年 月 日付けで契約した委託事業について、平成 年 月 日  
付けで着手しましたので届け出ます。

記

1 委託事業名

2 委託期間

着 手 平成 年 月 日

履行期限 平成 年 月 日

別記第2号様式

# 完了届

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
法人名  
代表者名 印

平成 年 月 日付けで契約した委託事業について、下記のとおり完了したの  
で届け出ます。

## 記

1 委託事業名

2 事業開始年月日 平成 年 月 日

3 事業完了年月日 平成 年 月 日

別記第3号様式

## 事業実績報告書

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
法人名  
代表者名 印

平成 年 月 日付けで契約した委託事業について、下記のとおり実施したので、その実績について報告します。

記

- 1 委託事業名
- 2 事業実績報告書 別紙のとおり  
(報告書例)

(別紙) (報告書例)

## 事業実績報告書

福島県県民健康管理調査事業実績

### 1 基本調査 (対象市町村別)

調査件数— 件

発送件数— 件

回答件数— 件

調査結果

### 2 詳細調査

#### (1) 健康診査 (対象市町村別)

対象件数— 件

検査件数— 件

検査結果

※生体試料 (血液・尿等) の (冷凍) 保管

保管件数— 件

#### (2) こころの健康度・生活習慣に関する調査 (対象市町村別)

対象件数— 件

発送件数— 件

回答件数— 件



別記第4号様式

## 事業収支報告書

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
法人名  
代表者名

印

平成 年 月 日付けで契約した委託事業について、下記のとおり実施したので、その収支について報告します。

記

- 1 委託事業名
- 2 事業収支報告書 別紙のとおり  
(報告書例)

(別紙) (報告書例)

## 事業収支報告書

### (1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	比較増減		備考
		増	減	
県委託料	円	円	円	
合 計	円	円	円	

### (2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	比較増減		備考
		増	減	
福島県県民健康管 理調査事業委託  (人件費) 医師(教員) 医療技師等  (業務費) 旅 費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費	円	円	円	
合 計	円	円	円	

別記第5号様式

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
法人名  
代表者名

印

「福島県県民健康管理調査事業」委託料概算払請求書  
平成 年 月 日付けで締結した上記委託業務について、委託契約書第9条第  
5項の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 円

内訳

契約金額	受領済額	今回請求額	残 額	備 考

別記第6号様式

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
法人名  
代表者名 印

「福島県県民健康管理調査事業」委託料概算払精算書

平成 年 月 日付けで締結した上記委託事業について、委託契約書第9条第6項の規定により、概算払を受けた委託料の精算状況を下記のとおり報告します。

記

契約金額 円

概算払交付金額	実績額	過不足額	備考

※過不足額欄は、概算払交付金額から、契約金額又は実績額のいずれか低い額を差し引いた額を記載すること。

(添付書類)

- 1 実績額の内訳が確認できる書類 (委託事業に係る収支報告書 (別記第4号様式))

「福島県県民健康管理調査事業」委託設計書(金入り設計書)

区分	積算内訳等	金額(円)	備考
		190,080,000	
		190,080,000	
<b>人件費</b>		172,980,000	
医師(教員)	9,300,000円 × 31人 × 0.6 =	-	緊急雇用基金創出事業で対応
保健師・看護師等	円 × 10人 × 1 =	17,100,000	
医療技師等	3,420,000円 × 5人 × 1 =	-	緊急雇用基金創出事業で対応
事務職員	円 × 60人 × 1 =	3,030,660,865	
		4,162,094	
東京～医大(日帰り 10人3回)	20,960円 × 10人 × 3回 × 100/105 =	598,857	調査旅費
福島市～医大(1泊2日 2人×3回)	77,700円 × 2人 × 3回 × 100/105 =	444,000	"
長崎市～医大(1泊2日 2人×3回)	100,400円 × 2人 × 3回 × 100/105 =	573,714	"
東京～医大(日帰り 2人×10回)	20,960円 × 2人 × 10回 × 100/105 =	399,238	文科省・厚労省等連絡、情報交換
医大～仙台市(日帰り 2人×10回)	10,720円 × 2人 × 10回 × 100/105 =	204,190	他都道府県等調査
医大～東京(日帰り 2人×10回)	20,960円 × 2人 × 10回 × 100/105 =	399,238	"
・会津・南会津・相双・いわき(公用車50人×5方部×10回)	600円 × 50人 × 50回 × 100/105 =	1,428,571	現地定期サポート
・会津・南会津・相双・いわき(公用車20人×5方部×2回)	600円 × 20人 × 10回 × 100/105 =	114,286	協力医療機関等説明会
		139,266,475	
<b>品費</b>			
パソコン(デスクトップ)	150,000円 × 30台 × 100/105 =	4,285,714	
パソコン(モバイル)	150,000円 × 10台 × 100/105 =	1,428,571	
カラーレーザープリンタ(パソコン用)	179,760円 × 5台 × 100/105 =	856,000	
両袖デスク	52,000円 × 30台 × 100/105 =	1,485,714	
ホワイトボード キャビネット	176,000円 × 25台 × 100/105 =	4,190,476	
クリスタルトレイ	138,810円 × 5台 × 100/105 =	661,000	
オートパンチ	132,300円 × 3台 × 100/105 =	378,000	
シュレッダー	343,350円 × 3台 × 100/105 =	981,000	
データベースサーバー	105,000,000円 × 1式 × 100/105 =	100,000,000	
超低温フリーザー	2,625,000円 × 10台 × 100/105 =	25,000,000	
<b>消耗品費</b>			
	円 × 式 ×	=	
	円 × 式 ×	=	
		461,892,381	
<b>印刷製本費</b>			
調査案内パンフレット・質問紙・ニュースレター	201.6円 × 2,020,000冊 × 100/105 =	387,840,000	
封筒(角2印刷込)	21円 × 2,020,000枚 × 100/105 =	40,400,000	
封筒(長3印刷込)	15.75円 × 2,020,000枚 × 100/105 =	30,300,000	
調査ポスター	280円 × 10,000枚 × 100/105 =	2,666,667	
のぼり旗(ポール、注水台込)	6,000円 × 120セット × 100/105 =	685,714	
		363,248,295	
<b>通信運搬費</b>			
電話料	54,642円 × 7月 × 20台 × 100/105 =	7,285,600	
携帯電話(通話料金)	1,295円 × 7月 × 36台 × 100/105 =	310,800	
ポスター郵送代	1,370円 × 59か所 × 100/105 =	76,981	
印刷代	740円 × 59か所 × 100/105 =	41,581	

オ 質問紙送付郵便 (レターパック)	115.5 円 × 2,020,000 人 × 100/105 =	222,200,000	
カ 返信用文書送付用切手	140 円 × 1,000,000 人 × 100/105 =	133,333,333	
<b>(6) 借料及び損料</b>		<b>3,236,229</b>	
ア 公用車リース	69,300 円 × 7月×5 台 × 100/105 =	2,310,000	
イ 協力医療機関等説明会会場借上料	162,090 円 × 2 回 × 100/105 =	308,743	
ウ 研修会会場借上料	162,090 円 × 4 回 × 100/105 =	617,486	
	円 × 月 × =		
<b>(7) 雑役務費</b>		<b>2,058,855,391</b>	
ア 広報用HP作成料	480,000 円 × 1 式 × 100/105 =	457,143	
イ 新聞広告記事掲載料 (民友)	7,800,000 円 × 1 式 × 100/105 =	7,428,571	
ウ 新聞広告記事掲載料 (民報)	9,150,000 円 × 1 式 × 100/105 =	8,714,286	
エ 新聞広告記事掲載料 (朝日) 5段・白黒	362,500 円 × 1 式 × 100/105 =	345,238	
オ 新聞広告記事掲載料 (毎日) 5段・白黒	340,000 円 × 1 式 × 100/105 =	323,810	
カ 新聞広告記事掲載料 (読売) 5段・白黒	385,000 円 × 1 式 × 100/105 =	366,667	
キ ラジオ広報料	4,340,000 円 × 1 式 × 100/105 =	4,133,333	
ク ラジオCM制作料	15,000 円 × 2 本 × 100/105 =	28,571	
ケ 調査CM	4,580,000 円 × 1 式 × 100/105 =	4,361,905	
コ 市政等だより折込チラシ	4.3 円 × 721,000 枚 × 100/105 =	2,952,667	
サ 携帯電話 (事務手数料)	2,835 円 × 36 台 × 100/105 =	97,200	
シ PC設置に係るLAN設備等工事費	1,575,000 円 × 1 式 × 100/105 =	1,500,000	
ス 健康診断委託費	2,625 円 × 200,000 人 × 100/105 =	500,000,000	
セ 事務所設置 (改修) 工事費	3,303,300 円 × 1 式 × 100/105 =	3,146,000	
ソ 基本調査データエントリー経費	1,554 円 × 1,000,000 人 × 100/105 =	1,480,000,000	
タ 基本調査データベース初期開発経費	47,250,000 円 × 1 式 × 100/105 =	45,000,000	
<b>3 一般管理費</b>	(人件費+業務費) × 10%以内	<b>322,074,087</b>	<b>3,220,740,865</b>
小 計		<b>3,542,814,952</b>	
消費税及び地方消費税	小計 × 5%	<b>177,140,748</b>	
合 計		<b>3,719,955,700</b>	

23医大企財 第154号  
平成23年 7月11日

福島県保健福祉部長 様

公立大学法人  
福島県立医科大学理事長



平成23年度「福島県県民健康管理調査事業」委託契約書について（送付）  
平成23年7月11日付け23健第3935号で依頼のありましたこのこと  
について、別添のとおり送付します。

（事務担当 事務局企画財務課 主幹兼副課長 根本 電話 024-547-1027）